



2025 年 10 月 7 日

各 位

会 社 名 株式会社サカタのタネ
代 表 者 代表取締役社長 加々美 勉
社長執行役員
(コード：1377 東証プライム)
常務執行役員
問 合 せ 先 管理本部長 星 武徳
経理部長
電 話 番 号 045-945-8800 (代)

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と考え、長期安定方針の下、安定的、継続的に還元の強化に努めていくことを方針としております。また、毎事業年度における配当の回数については、中間配当と期末配当の年 2 回としております。2025 年 5 月期につきましては、通期の 1 株当たり配当額を 75 円（中間配当額：30 円、期末配当額：45 円）としており、この結果、連結配当性向は 33.7%となりました。

また、当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得できる旨を定款に定めております。当社は、これまでに株主還元の充実及び資本効率の向上と経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行のために、自己株式の取得を以下のとおり行っております。

公表日 (取締役会決議日)	取得期間	取得株数(取得当時の取得割合)(注 1)	買付総額
2019 年 1 月 11 日	2019 年 1 月 15 日～ 2019 年 4 月 26 日	400,000 (0.89%)	1,477,356,000 円
2021 年 7 月 14 日	2021 年 7 月 15 日～ 2021 年 10 月 29 日	250,000 (0.56%)	908,788,000 円
2024 年 2 月 16 日	2024 年 2 月 19 日～ 2024 年 5 月 31 日	500,000 (1.13%)	1,824,983,000 円
2025 年 1 月 17 日	2025 年 1 月 20 日	600,200 (1.37%)	2,151,717,000 円

(注1)「取得当時の取得割合」は、各自己株式取得の公表日時点における当社の発行済株式総数(自己株式数を除く。)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)です。詳細は、各自己株式取得に関するプレスリリースをご参照ください。

かかる状況の下、当社は、2025年7月中旬に、当社の筆頭株主(2025年5月31日現在)であり当社の代表取締役会長である坂田宏氏の資産管理会社である有限会社ティーエム興産(所有株式数:7,607,996株、所有割合(注2):17.56%、以下「ティーエム興産」といいます。)より、その所有する当社普通株式の一部である1,000,000株(所有割合:2.31%、以下「応募予定株式」といいます。)について、現金化を目的に売却する意向がある旨の連絡を受けました。

(注2)「所有割合」とは、当社が2025年10月7日に公表した「2026年5月期第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「当社決算短信」といいます。)に記載の2025年8月31日現在の当社の発行済株式総数(45,410,750株)から、同日現在の当社が所有する自己株式数(2,074,390株)を控除した株式数(43,336,360株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じとします。)をいいます。

当社は、ティーエム興産の売却意向を受けて、株主への安定的・継続的な配当強化の方向性と総還元性向を意識した機動的な自己株式の取得の株主還元方針並びに当社の財務状況、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出された場合における当社普通株式の流動性及び市場株価への影響等に鑑みて、2025年8月上旬より、当該株式を自己株式として取得することについて具体的な検討を開始いたしました。その後、2025年8月15日、当社が応募予定株式を自己株式として取得することは、株主の皆様への利益還元の充実化を図ることができることに加え、当社の1株当たり当期純利益(EPS)及び自己資本当期純利益率(ROE)等の資本効率の向上に寄与すると判断し、株主の皆様に対する利益還元に関すると判断いたしました。

また、当社は、自己株式の具体的な取得方法については、(i)株主間の平等性、(ii)取引の透明性、(iii)市場価格から一定のディスカウントを行った価格での当社普通株式の買付けが可能であることにより、当該価格で買付けを行った場合には、当社資産の社外流出の抑制に繋がること、及び(iv)ティーエム興産以外の株主の皆様にも一定の検討期間を提供したうえで市場価格の動向を踏まえて応募する機会を確保すること等を考慮し、十分に検討を重ねた結果、2025年8月26日に、金融商品取引所を通じた市場買付けの手法ではなく公開買付けの手法が最も適切であると判断しました。加えて、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案したうえで、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の適正な価格として市場価格を基礎とすべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き所有する株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により買付けることが望ましいと判断し、同日に、ティーエム興産に対して、本公開買付価格を株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)プライム市場における当社普通株式の市場価格から一定のディスカウントを行った価格として本公開買付けを実施した場合の応募の可否について打診したところ、同日に、ティーエム興産より、本公開買付けの趣旨に賛同するとともに、応募を前向きに検討する旨の回答を受けました。

これを受けて、当社は、2025年9月19日、本公開買付価格に係る市場価格に対するディスカウント率及びディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格について検討を進め、以下のとおり判断いたしました。市場価格に対するディスカウント率については、2023年1月1日以降に決議され、2025年5月末までに公表された自己株式の公開買付けのうち、市場株価を公開買付価格の算定の基礎とし、かつディスカウントを行った価格で実施された事例70件(以下「本事例」といいます。)において、10%程度(9%から11%)のディスカウント率を採用している事例が51件と最多であることを踏まえ、同程度のディスカウント率を採用することが適切であると考えました。また、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の適正な価格としては、特定の一時点を基準とするよりも、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動等の特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性及び

合理性をより確保することができると考えました。一定期間については、本事例において過去1ヶ月間の終値の単純平均値を基準としている事例が25件と最多であること及びより直近の株価を用いた方が当社の直近の業績が十分に株価に反映されていると考え、当社が本公開買付けの実施を決議する取締役会開催日（2025年10月7日）の前営業日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値を基準とすることが適切であると考えました。そして、同日に、ティーエム興産に対して、本公開買付け価格を、本公開買付けの実施を決議する取締役会開催日（2025年10月7日）の前営業日である2025年10月6日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値に対して、10%程度ディスカウントした価格とすることを提案しました。

その後、当社は、2025年9月22日に、ティーエム興産より上記条件にて当社が本公開買付けを実施した場合には、応募予定株式を応募する旨、並びに本公開買付けに応募しない当社普通株式6,607,996株（所有割合：15.25%）については、継続的に所有する方針である旨の回答を受けました。以上を踏まえ、当社は、2025年10月7日開催の取締役会において、（i）会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを行うこと、及び（ii）本公開買付け価格を本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日（2025年10月7日）の前営業日である2025年10月6日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値3,650円（円未満を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じとします。）に対して、10%ディスカウントした3,285円とすることを決議いたしました。

加えて、本公開買付けにおける買付予定数については、本事例70件のうち、応募を合意している株式に対して10%程度（9%から11%）上乗せした買付予定数を設定している事例が35件と最多であり、ティーエム興産以外の株主の皆様にも応募の機会を提供するという観点から、応募予定株式に対して10%を上乗せした1,100,000株（所有割合：2.54%）を買付予定数の上限とすることといたしました。

なお、当社の代表取締役会長である坂田宏氏は、ティーエム興産の株主でもあることから、本公開買付けに関して特別な利害関係を有することに鑑み、利益相反を回避し、取引の公正性を高める観点から、本公開買付けの諸条件に関する協議及び交渉には当社の立場からは参加しておらず、また、上記2025年10月7日開催の取締役会における審議及び決議にも一切参加しておりません。

本公開買付けにおいて、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数を上回った場合には、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとして、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第21条に規定するあん分比例の方式による買付けとなることから、当社は応募予定株式のうちの一部を取得することとなりますが、ティーエム興産より、本公開買付けに応募したものの当社が取得することができなかった当社普通株式及び本公開買付け後も所有することとなる当社普通株式については、継続的に所有する方針である旨の回答を受けております。

本公開買付けに要する資金については、自己資金及び銀行融資により充当する予定ですが、当社決算短信に記載の2025年8月31日現在における当社の連結ベースの手元流動性（現金及び預金）は27,621百万円（手元流動性比率：3.6ヶ月（注3））であり、本公開買付けの買付け等に要する資金として3,613百万円を充当した後も、当社の手元流動性は24,007百万円程度（手元流動性比率：3.1ヶ月）と見込まれ、さらに、当社の今後の事業から生み出されるキャッシュ・フローは、2025年5月期における営業活動によるキャッシュ・フロー5,100百万円に照らしても一定程度蓄積されると見込まれるため、当社の財務健全性及び安定性は今後も維持できるものと考えております。

（注3）当社決算短信に記載の2025年8月31日現在における連結ベースの手元流動性を、当社決算短信から算出される当社の月商（2025年5月期の連結売上高を12ヶ月で除した数）で除した値（小数点以下第二位を四捨五入）です。

また、本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、本日現在では未定です。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 決議内容

株券等の種類	総数	取得価額の総額
普通株式	1,100,100 株 (上限)	3,613,828,500 円 (上限)

(注1) 発行済株式総数 45,410,750 株 (2025 年 10 月 7 日現在)

(注2) 発行済株式総数に対する割合 2.42% (小数点以下第三位を四捨五入)

(注3) 取得する期間 2025 年 10 月 8 日 (水曜日) から 2025 年 12 月 31 日 (水曜日) まで

(注4) 買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があるため、取締役会決議における総数は買付予定数に 1 単元 (100 株) を加算しております。

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等

該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

① 取締役会決議	2025 年 10 月 7 日 (火曜日)
② 公開買付開始公告日	2025 年 10 月 8 日 (水曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)
③ 公開買付届出書提出日	2025 年 10 月 8 日 (水曜日)
④ 買付け等の期間	2025 年 10 月 8 日 (水曜日) から 2025 年 11 月 6 日 (木曜日) まで (20 営業日)

(2) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 3,285 円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案したうえで、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の適正な価格として市場価格を基礎とすべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き所有する株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により買付けることが望ましいと判断いたしました。

当社は本公開買付価格にかかる市場価格に対するディスカウント率及びディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格については、本事例において、10%程度 (9%から 11%) のディスカウント率を採用している事例が 51 件と最多であることを踏まえ、同程度のディスカウント率を採用することが適切であると考えました。また、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の適正な価格としては、特定の一時点を基準とするよりも、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動等の特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性及び合理性をより確保することが

できると考えました。一定期間については、本事例において過去1ヶ月間の終値の単純平均値を基準としている事例が25件と最多であること及びより直近の株価を用いた方が当社の直近の業績が十分に株価に反映されていると考え、当社が本公開買付けの実施を決議する取締役会開催日（2025年10月7日）の前営業日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値を基準とすることが適切であると考えました。

なお、本公開買付価格である3,285円は、本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日である2025年10月6日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値3,580円から8.24%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同じとします。）、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値3,650円から10.00%、同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値3,564円から7.83%をそれぞれディスカウントした価格となります。

② 算定の経緯

上記「① 算定の基礎」に記載の検討を踏まえ、当社は、2025年9月19日にティーエム興産に対して、本公開買付価格を、本公開買付けの実施を決議する取締役会開催日（2025年10月7日）の前営業日である2025年10月6日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値に対して、10%程度ディスカウントした価格とすることを提案しました。

その後、当社は、2025年9月22日に、ティーエム興産より上記条件にて当社が本公開買付けを実施した場合には、応募予定株式を応募する旨、並びに本公開買付けに応募しない当社普通株式6,607,996株（所有割合：15.25%）については、継続的に所有する方針である旨の回答を受けました。

以上を踏まえ、当社は、2025年10月7日開催の取締役会において、（i）会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを行うこと、及び（ii）本公開買付価格を本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日（2025年10月7日）の前営業日である2025年10月6日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値3,650円に対して、10%ディスカウントした3,285円とすることを決議いたしました。

（4）買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	1,100,000株	一株	1,100,000株

（注1）応募株券等の数の合計が買付予定数（1,100,000株）を超えないときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の数の合計が買付予定数（1,100,000株）を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単位（100株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

（注2）単元未満株式についても本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合は、当社は法令の手に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等に要する資金

3,647,800,000 円

(注) 買付予定数 (1,100,000 株) を全て買付けた場合の買付代金 (3,613,500,000 円) に、買付手数料、本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用についての見積額の合計です。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号

② 決済の開始日
2025 年 12 月 1 日 (月曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに応募する株主 (以下「応募株主等」といいます。)(外国の居住者である株主 (法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。)) の場合はその常任代理人) の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行い、買付代金からみなし配当に係る源泉徴収税額 (注) を差し引いた金額を応募株主等 (外国人株主の場合はその常任代理人) の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等 (外国人株主の場合はその常任代理人) の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(注) 本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは、次のとおりです。(※)

(イ) 個人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者である株式発行人の資本金等の額 (連結法人の場合は連結個別資本金等の額) のうち交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額 (以下「みなし配当の金額」といいます。) は配当所得に係る収入金額となります。また、交付を受ける金銭の額からみなし配当の金額を除いた部分の金額は、株式の譲渡所得等に係る収入金額とみなされます。

なお、みなし配当の金額が生じない場合は、交付を受ける金銭の額の全てが株式の譲渡所得等に係る収入金額となります。

みなし配当の金額に対しては、原則として、その金額の 20.315% (所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成 23 年法律第 117 号。その後の改正を含みます。)) に基づく復興特別所得税 (以下「復興特別所得税」といいます。): 15.315%、住民税: 5%) に相当する金額が源泉徴収されます (非居住者については、住民税は徴収されません。)。ただし、個人株主が租税特別措置法施行令 (昭和 32 年政令第 43 号。その後の改正を含みます。)) 第 4 条の 6 の 2 第 38 項に規定する大口株主等に該当する場合は、20.42% (所得税及び復興特別所得税のみ) を乗じた金額が源泉徴収されます。また、株式の譲渡所得等に係る収入金額から当該株式に係る取得費等を控除した金額は、原則として、申告分離課税の対象となります (国内に恒久的施設を有しない非居住者については、原則として、課税の対象となりません。)。なお、租税特別措置法 (昭和 32 年法律第 26 号。その後の改正を含みます。)) 第 37 条の 14 (非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税) に規定する非課税口座の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等がみずほ証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座がみずほ証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取扱いと異なる場合があります。

(ロ) 法人株主の場合

みなし配当の金額については、配当等の額となり、原則として、その金額に15.315%（所得税及び復興特別所得税）を乗じた金額が源泉徴収されます（みなし配当の金額の支払いに係る基準日において、公開買付者の発行済株式（自己株式を除きます。）の総数の3分の1超を直接に保有する法人株主（国内に本店又は主たる事務所を有する法人（内国法人）に限ります。）については、源泉徴収の対象となりません。）。また、交付を受ける金銭の額のうち、みなし配当の金額以外の金額は、有価証券の譲渡に係る対価の額となります。

(ハ) 外国人株主のうち、適用ある租税条約に基づき、当該みなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることができる株主で、かつ、それを希望する株主は、公開買付期間の末日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書をご提出ください。

(※) 税務上の具体的なお質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(7) その他

① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

② 当社は、2025年10月7日に、本公開買付けを実施した場合には、ティーエム興産より、応募予定株式1,000,000株（所有割合：2.31%）を本公開買付けに応募する意向がある旨の通知を受けております。

③ 当社は、2025年10月7日付で当社決算短信を公表しております。当該公表の概要は以下のとおりです。なお、当該公表の内容につきましては、監査法人の四半期レビューを受けておりません。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

2026 年 5 月期第 1 四半期決算短信〔日本基準〕(連結) の概要

(イ) 損益の状況 (連結)

会計期間	2026 年 5 月期第 1 四半期 (自 2025 年 6 月 1 日～至 2025 年 8 月 31 日)
売上高	23,005 百万円
売上原価	6,959 百万円
販売費及び一般管理費	11,583 百万円
営業外収益	630 百万円
営業外費用	225 百万円
親会社株主に帰属する四半期純利益	3,637 百万円

(ロ) 1 株当たりの状況 (連結)

会計期間	2026 年 5 月期第 1 四半期 (自 2025 年 6 月 1 日～至 2025 年 8 月 31 日)
1 株当たり四半期純利益	84.09 円

(ご参考) 2025 年 8 月 31 日現在の自己株式の保有状況

発行済株式総数 (自己株式を除く) 43,336,360 株

自己株式数 2,074,390 株

※自己株式数については、株式給付信託 (BBT) が所有する当社普通株式 78,580 株は含まれておりません。

以 上